

調達管理番号・案件名

24a01052_全世界(広域)海上保安分野における海洋状況把握(MDA)に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2025/4/7

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第2条(1)	4行目の「各国パートナー」は何を指し示しておりますでしょうか。	国際機関や他ドナーを想定しております。
2	10	第2条(2)(イ)	「MDA の情報収集のアセット及び共有体制を整備するための協力に関する調査は、全世界を対象とする」と述べられていますが、国内作業でも、現在MDAを活用している国々と連絡を取る必要がある場合、他国の関係機関への連携については、貴機構の協力を得られると理解してよろしいでしょうか？	MDAの取り組みについては原則公開情報を用いた調査を想定していますが、必要な場合には可能な範囲で関係機関をご紹介します。
3	10	第3条(1)	「公開する情報」と「非公開とする情報」の区別は誰が何を基準にどのように設定するのでしょうか。	受注者様から提案をいただき弊機構が判断し設定します。
4	10	第3条(3)	「バングラデシュ、スリランカは各国1回の現地調査を実施する」とありますが、1回の渡航で両国を連続して調査するのか、あるいは、それぞれ1ヶ国ずつ渡航して調査するのか、どちらを想定しておりますでしょうか。	それぞれ渡航することを想定しておりますが、行程効率化の観点から連続しての渡航とすることも差支えございません。
5	10	第4条(2)	「MDA活用のあるべき姿を検討」とあるが、何を基準に「あるべき姿」とするのでしょうか。	受注者様からご提案いただき、機構と協議の上、決定していくことを想定しております。

6	11	第4条(3)	(3)に「MDA能力を検討 ³ 」と脚注参照をされておりますが、「3」に対応する脚注がございません。	失礼致しました。脚注はございません。
7	11	第4条(3)	ここでいう「調査対象国」とは第2条(2)(ア)に示される5ヶ国、と理解してよろしいでしょうか。それとも第2条(2)(ア)及び(イ)に示される全世界でしょうか。	第2条(2)(ア)に示す5ヶ国です。
8	11	第4条(4)	ここでいう「調査対象国」とは第2条(2)(ア)に示される5ヶ国、と理解してよろしいでしょうか。それとも第2条(2)(ア)及び(イ)に示される全世界でしょうか。	第2条(2)(ア)に示す5ヶ国です。
9	11	第4条(5)	1行目には「日本や米国、国連をはじめとした各国」、5行目には「日本及び他国・他機関が行っている」と述べられております。つまり対象は「全世界、全機関」となるのでしょうか。	全世界を対象とします。
10	12	第5条(2)インセプション・レポート	インセプション・レポートはP10第4条(1)に示されるとおり、その内容は主に国内関係者に対する説明に活用されると解釈できるので、レポートの言語は英文ではなく和文ではないでしょうか。インセプション・レポートの内容を現地調査時に海外の海上保安関係者にも説明する必要があるのであれば、和文及び英文とするのがより適切だと考えられます。	調査期間が限られることから、業務計画書(和文)はインセプションレポートの内容を包含するものとして作成いただきます。これを第5条(1)の「業務計画書」(和文)として提出いただきます。 その上で、「業務計画書」の一部(現地調査で相手国政府機関等に説明する必要がある部分)を英訳していただきます。これを第5条(2)の「インセプションレポート」(英文)として提出いただきます。

11	12	第5条(3)中間報告書	中間報告書の言語が示されていません。P13 第5条(4) 調査報告書に示されている、日本語版と英語版の双方を作成するのでしょうか？	記載が漏れており失礼致しました。提出形式は電子データ(和文)となります。
12	12	第5条(3)中間報告書	ここでいう「対象国」「調査対象国」とは第2条(2)(ア)に示される5ヶ国、と理解してよろしいでしょうか。それとも第2条(2)(ア)及び(イ)に示される全世界でしょうか。	第2条(2)(ア)に示す5ヶ国です。
13	12	第4条(7)	ここでいう「調査対象国」とは第2条(2)(ア)に示される5ヶ国、と理解してよろしいでしょうか。それとも第2条(2)(ア)及び(イ)に示される全世界でしょうか。	第2条(2)(ア)に示す5ヶ国です。
14	13	第5条(4)調査報告書	ここでいう「対象国」「調査対象国」とは第2条(2)(ア)に示される5ヶ国、と理解してよろしいでしょうか。それとも第2条(2)(ア)及び(イ)に示される全世界でしょうか。	表現が曖昧で失礼致しました。対象国と調査対象国は同義で、第2条(2)(ア)に示す5ヶ国を指しています。
15	16	第3章1.(5)	カウンターパートの配置は「無」とありますが、注釈で「C/Pとのコミュニケーション」について述べられております。カウンターパートは配置されるのでしょうか。されないのでしょうか。	表現が曖昧で失礼致しました。C/PやCPは、対象国(第2条(2)(ア)に示す5ヶ国)の海上保安機関等と読み替えてください。 欄外の説明は「※ 対象国(第2条(2)(ア)に示す5ヶ国)の海上保安機関等との間に発生するコミュニケーション(協議時の言語、資料の言語、メールの言語等)含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。」となります。しかし、これらの機関等から本調査のために特にカウンターパートが配置されるということはありません。

16	10, 15	第2章 特記仕様書 第3条3 第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書に係る要件 (2)業務量の目途	P10では渡航回数が各国1回とあり、P15では述べ4回とある意味を知りたい。	各国2回の現地調査×業務従事者2名で、延べ4回の想定ですが、提案する作業計画に基づき、自由に提案することができます。
17	15	第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書に係る要件 (2)業務量の目途	(全体)で9.94人月とあるが、報酬は国内(資料とりまとめ)と海外(2か国現地調査)と国内と海外を分けて考えてよいか？	9.94人月は国内業務・現地業務の合計で想定していますが、提案する作業計画に基づき自由に提案してください。

以上